

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

厚生労働省が省令で定める当該基準の一部が改正されたことに伴い、富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を改正するもの。

1 改正内容

平成31年4月から専門職大学が制度化されることに伴い、放課後児童支援員の資格対象に専門職大学の前期課程修了者を追加するもの。

2 施行日

平成31年4月1日から施行する。

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第38号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第38号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>